

溶接作業を行う事業場の皆さま

測定期限まで
残り1年!

溶接ヒューム濃度測定 および マスクフィットテストのご案内

令和3年4月1日から「溶接ヒューム」が特定化学物質障害予防規則の対象となります。現在、金属アーク溶接作業等を実施している屋内作業場では、下記の内容のうち①の措置を令和4年3月31日までに実施する必要があります。

① 溶接ヒュームの濃度測定 (特化則第38条の21第2項、測定等告示第1条)

継続して金属アーク溶接作業を行っている労働者一人一人に対して、個人ばく露測定を行います。(作業内容に変更がない場合は初年度のみ)

② 喚起装置の風量の増加等の措置 (特化則第38条の21第3,4項)

①の測定結果が(マンガンとして)0.05mg/m³以上の場合は、換気装置の風量増加等の対応措置を講じ、その後の効果確認のために再度溶接ヒュームの濃度測定を行います。

③ 溶接ヒューム濃度に応じた呼吸用保護具(マスク)の選択

(特化則第38条の21第6項、測定等告示第2条)

①の測定結果から要求防護係数を算出し、それを上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具を労働者一人一人に使用させます。

④ マスクのフィットテストの実施 (特化則第38条の21第7項、測定等告示第3条)

1年以内ごとに1回、労働者一人一人に対して呼吸用保護具の密着性確認のためのマスクのフィットテストを行います。

⑤ 記録の保存 (特化則第38条の21第7~8項)

溶接ヒュームの測定結果、フィットテストの結果はそれぞれ3年間保存します。



【測定の流れ】



測定の詳細は裏面をご覧ください

溶接ヒュームの濃度測定

◎令和3年4月1日から対応予定

- 作業者の身体に試料採取機器を取り付けた上で、通常通り溶接作業を行い、その間の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定します。
- 測定結果に応じた換気装置の風量増加等の対応措置を講じ、その後の効果確認のために再度溶接ヒュームの濃度測定を行います。
- 測定結果に応じた呼吸用保護具(マスク)を選択します。
- これらの記録は3年間の保存が必要です。



マスクのフィットテスト

◎令和4年度以降対応予定

- 溶接ヒュームの濃度測定の結果から選択した呼吸用保護具(マスク)について密着性を確認するため、1年以内に1回マスクのフィットテストを行います。
- フィットテストではマスクを装着した上で、マスクの外側と内側の濃度を測定し、その結果からフィットファクタを求め、定められた基準値(要求フィットファクタ)を満たしているかを確認します。
- フィットテストの結果は記録簿等にまとめ、3年間の保存が必要です。*



※マスクのフィットテストに関しては、記録簿の作成もセットでお受けいたします。

- ⇒ 労働局等の立ち入りの際には、その記録簿を提示するだけ！
- ⇒ フィットテストの結果を一元管理することにより、マスクの劣化状況や密着性の低下をタイムリーに知ることができ、作業者の安全管理やマスクの更新など効果的に行うことができます！



**☞ 各種条件に応じて提案、見積をいたします。
まずはお気軽にお問い合わせください！！**

[作業環境測定機関]

公益財団法人山口県予防保健協会 食品環境検査センター

(〒754-0001 山口市小郡上郷 5408 番地 1)

Tel:083-941-6300 (音声ガイド2番) Fax:083-941-6400

Mail:plangr@yobou.or.jp

【担当:出口・中村】